

論壇

寄付が広がらないのは税制が悪いのか？



脇坂誠也【目黒】

近年、寄付が目立っている。能登半島地震やウクライナ支援などで寄付をされた方も多くいらっしやるのではないだろうか。昨年は、国立科学博物館がクラウドファンディングで9億円以上の寄付を集めたというニュースもあった。お亡くなりになる方が財産を寄付する遺贈寄付もマスコミなどで取り上げられることが増えている。一方で、世界的にみると、我が国の個人の寄付は、非常に少ない。

「日本で寄付が広がらないのは、税制が悪いからだ」という意見を聞くことがある。一方で、「日本の寄付税制は世界に劣らないものである」という意見もある。どちらが正しいのかわるか。私は、「フローの税制は世界的にも優れたものである。しかし、ストックの税制は大きく劣る。」として、寄付税制の対象になる法人の数は圧倒的に少ない。」と考える。

我が国で寄付がもっと広がっていくには、ストック税制が拡充し、資産の寄付がしやすくなること及び寄付税制の対象になる法人が増え、寄付のすそ野が広がっていくことが必要であると考える。

以下で、それぞれの問題点を、諸外国と比較しながら見ていくことにする。

2. ストックの税制の取扱い

一方で、ストックの税制の典型は、不動産や有価証券、金地金（以下「不動産等」とする）などを寄付した場合のみなし譲渡所得税（所得税法59条）である。不動産等を寄付したにもかかわらず、寄付をした資産の含み益に対して、寄付者が課税される制度である。寄付をしたにもかかわらず課税されるというのは寄付者にとってあまりに酷である。寄付をしようとしたが、みなし譲渡所得税が課税されるというのを聞いて、寄付をやめてしまうというところもある。また、遺贈寄付では、みなし譲渡所得税の納税義務は特定遺贈であれば相続人が引き継ぐが、相続人の理解を得ることが難しく、トラブルの基になる。

みなし譲渡所得税の非課税規定（租税特別措置法40条）もあり、近年改正もされているが、非課税規定を受けるためには、寄付を受けた財産を公益法人等が公益目的事業の用に直接供する必要がある。非課税規定を利用する場面は限られている。

海外では、みなし譲渡所得税の制度がある国はほとんどなく、英国などは、みなし譲渡所得税がない上に、寄付をした不動産等の時価相当額を寄附金控除することができる。また、みなし譲渡所得税の制度があるカナダでも、非営利団体への寄付にはみなし譲渡所得税は課されない。

不動産等の現物寄付についても、特定公益増進法人、認定NPO法人等への寄付は寄附金控除の適用がある。従って、寄付をした不動産等の時価相当額が特定寄付金の額として寄附金控除の対象となる。しかし、寄附金控除の対象になる金額は、「その年の総所得金額等の40パーセント相当額」が限度とされており、みなし譲渡所得税が課税される場合には、この限度額を超えて、超えた部分について寄附金控除を受けられないケースが多い。譲渡所得税は、通常、長い年月の所得の積み重ねが資産の移転時に実現したと考え、課税されるものであるから、譲渡所得税については、「その年の総所得金額等の40パーセント相当額」という限度は、「100パーセント」としてもいいのではないだろうか。もし租

税回避行為が懸念されるのであれば、その対象者を、その法人の役員や社員及びその親族を除外し、善意の第三者からの寄付に限ると

いうことも考えられる。富裕層の寄付や遺贈寄付などを促進するためには、ストック税制の改善が不可欠である。

3. 寄付税制の対象になる法人

もう一つの問題点は、寄付税制の対象となる法人が圧倒的に少ない点である。国税庁の法人番号公表サイトなどから検索すると、2024年2月現在で、公益社団法人、公益財団法人、認定NPO法人が1282法人、学校法人が8220法人、社会福祉法人が2万1524法人である。しかも、近年、これらの法人はほとんど増えておらず、公益財団法人や認定NPO法人は年間20〜30法人程度、公益社団法人に至っては、年間で2〜3件程度の増加である。寄附金控除等の税制優遇を受けられる団体は、日本に比べ人口が半程度程度の英国で約16万人、米国の501C（3）団体は、パブリックチャリティと言われる我が国の社団法人に相当する団体だけでも130万人以上である。これでは寄付のすそ野は広がらない。

民間非営利活動を行う法人が増えていないのかという点と、そのようなわけではない。一般社団法人は、年間50000〜60000法人ほど設立されており、国税庁の法人番号公表サイトでは、約8万5000法人である。

認定NPO法人は、2001年にできた制度であるが、2012年4月から認定機関が国税庁から所轄庁に移管している。移管後のデータであるが、12年間で2545法人が認定の申請をしている^{vi}が、認定NPO法人は前述の通り1282法人で、認定をされた法人は約半分である。認定申請をしたにもかかわらず認定をされない法人は約半分である。認定申請をしたにもかかわらず認定をされない法人の理由で現在は認定NPO法人ではなくなっている^{vii}としている。

認定NPO法人になるためには、3000円以上の寄付者が100人いる、経

1. フローの税制の取扱い

フローの税制の典型は、寄附金控除である。個人が特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人（以下「認定NPO法人」とする）に寄付をした場合には、寄附金控除を受けることができる。寄附金控除は、従来は所得控除だけであったが、2011年度改正で、一定の法人への寄付については、税額控除（寄附金特別控除）が認められることとなった。税額控除は、寄付をした金額の

最大で50%の控除ができ、英米にもなく、非常に進んだ制度である。税額控除導入の背景には、個人の草根の寄付を促進するということがあった。所得控除のみであると、税率の高い寄付者には恩恵があるが、税率が低い寄付者には恩恵がほとんどない。そこで、税額控除を導入し、所得がそれほど高い人でなくても寄付をするこの後押しをするという狙いから導入された。

最大で50%の控除ができ、英米にもなく、非常に進んだ制度である。税額控除導入の背景には、個人の草根の寄付を促進するということがあった。所得控除のみであると、税率の高い寄付者には恩恵があるが、税率が低い寄付者には恩恵がほとんどない。そこで、税額控除を導入し、所得がそれほど高い人でなくても寄付をするこの後押しをするという狙いから導入された。

最大で50%の控除ができ、英米にもなく、非常に進んだ制度である。税額控除導入の背景には、個人の草根の寄付を促進するということがあった。所得控除のみであると、税率の高い寄付者には恩恵があるが、税率が低い寄付者には恩恵がほとんどない。そこで、税額控除を導入し、所得がそれほど高い人でなくても寄付をするこの後押しをするという狙いから導入された。

最大で50%の控除ができ、英米にもなく、非常に進んだ制度である。税額控除導入の背景には、個人の草根の寄付を促進するということがあった。所得控除のみであると、税率の高い寄付者には恩恵があるが、税率が低い寄付者には恩恵がほとんどない。そこで、税額控除を導入し、所得がそれほど高い人でなくても寄付をするこの後押しをするという狙いから導入された。

最大で50%の控除ができ、英米にもなく、非常に進んだ制度である。税額控除導入の背景には、個人の草根の寄付を促進するということがあった。所得控除のみであると、税率の高い寄付者には恩恵があるが、税率が低い寄付者には恩恵がほとんどない。そこで、税額控除を導入し、所得がそれほど高い人でなくても寄付をするこの後押しをするという狙いから導入された。

最大で50%の控除ができ、英米にもなく、非常に進んだ制度である。税額控除導入の背景には、個人の草根の寄付を促進するということがあった。所得控除のみであると、税率の高い寄付者には恩恵があるが、税率が低い寄付者には恩恵がほとんどない。そこで、税額控除を導入し、所得がそれほど高い人でなくても寄付をするこの後押しをするという狙いから導入された。

最大で50%の控除ができ、英米にもなく、非常に進んだ制度である。税額控除導入の背景には、個人の草根の寄付を促進するということがあった。所得控除のみであると、税率の高い寄付者には恩恵があるが、税率が低い寄付者には恩恵がほとんどない。そこで、税額控除を導入し、所得がそれほど高い人でなくても寄付をするこの後押しをするという狙いから導入された。

最大で50%の控除ができ、英米にもなく、非常に進んだ制度である。税額控除導入の背景には、個人の草根の寄付を促進するということがあった。所得控除のみであると、税率の高い寄付者には恩恵があるが、税率が低い寄付者には恩恵がほとんどない。そこで、税額控除を導入し、所得がそれほど高い人でなくても寄付をするこの後押しをするという狙いから導入された。

最大で50%の控除ができ、英米にもなく、非常に進んだ制度である。税額控除導入の背景には、個人の草根の寄付を促進するということがあった。所得控除のみであると、税率の高い寄付者には恩恵があるが、税率が低い寄付者には恩恵がほとんどない。そこで、税額控除を導入し、所得がそれほど高い人でなくても寄付をするこの後押しをするという狙いから導入された。

最大で50%の控除ができ、英米にもなく、非常に進んだ制度である。税額控除導入の背景には、個人の草根の寄付を促進するということがあった。所得控除のみであると、税率の高い寄付者には恩恵があるが、税率が低い寄付者には恩恵がほとんどない。そこで、税額控除を導入し、所得がそれほど高い人でなくても寄付をするこの後押しをするという狙いから導入された。

最大で50%の控除ができ、英米にもなく、非常に進んだ制度である。税額控除導入の背景には、個人の草根の寄付を促進するということがあった。所得控除のみであると、税率の高い寄付者には恩恵があるが、税率が低い寄付者には恩恵がほとんどない。そこで、税額控除を導入し、所得がそれほど高い人でなくても寄付をするこの後押しをするという狙いから導入された。

最大で50%の控除ができ、英米にもなく、非常に進んだ制度である。税額控除導入の背景には、個人の草根の寄付を促進するということがあった。所得控除のみであると、税率の高い寄付者には恩恵があるが、税率が低い寄付者には恩恵がほとんどない。そこで、税額控除を導入し、所得がそれほど高い人でなくても寄付をするこの後押しをするという狙いから導入された。

最大で50%の控除ができ、英米にもなく、非常に進んだ制度である。税額控除導入の背景には、個人の草根の寄付を促進するということがあった。所得控除のみであると、税率の高い寄付者には恩恵があるが、税率が低い寄付者には恩恵がほとんどない。そこで、税額控除を導入し、所得がそれほど高い人でなくても寄付をするこの後押しをするという狙いから導入された。

最大で50%の控除ができ、英米にもなく、非常に進んだ制度である。税額控除導入の背景には、個人の草根の寄付を促進するということがあった。所得控除のみであると、税率の高い寄付者には恩恵があるが、税率が低い寄付者には恩恵がほとんどない。そこで、税額控除を導入し、所得がそれほど高い人でなくても寄付をするこの後押しをするという狙いから導入された。

最大で50%の控除ができ、英米にもなく、非常に進んだ制度である。税額控除導入の背景には、個人の草根の寄付を促進するということがあった。所得控除のみであると、税率の高い寄付者には恩恵があるが、税率が低い寄付者には恩恵がほとんどない。そこで、税額控除を導入し、所得がそれほど高い人でなくても寄付をするこの後押しをするという狙いから導入された。

常収入金額のうち、受入寄付金総額の占める割合が2割以上であるなどのパブリックサポートテストをクリアする必要がある。認定NPO法人として申請する法人は、パブリックサポートテストをクリアしている法人が考えて申請をしている。それにもかかわらずなせこれだけの法人が認定されないのか、その理由はまだ十分にわかっていない。私が関わっている認定NPO法人NPO会計税務専門家ネットワークでは、2024年2月〜3月にかけて、全国のすべての認定NPO法人にハガキを

出し、認定NPO法人の実態調査を行い、その結果を「認定NPO法人白書」として発刊する予定である。寄付を集めたい、支援を受けたいと考えている法人はもっと多いはずであるが、どのようなことが認定NPO法人になることをネックになっているのかを把握し、これらの法人が増えていくために、会計税務の専門家としてどのようなことが求められているのかを把握したいと考えている。寄付が広がるためには、ストック税制の改正及び寄付税制の対象になる法人の増加が求められる。

i 寄付白書2021（日本ファンドレイジング協会）によると、我が国の個人寄付は、1兆2126億円、名目GDP比では0.23%（2020年）であるのに対し、米国は3兆5948億円、名目GDP比1.55%（2020年）、英国は1兆4878億円、名目GDP比0.47%（2018年）である。

ii この原稿では、個人がその年の所得金額を基にして寄付する場合に受けられる優遇税制のことをフローの税制、個人が所有する資産を寄付する場合に受けられる優遇税制のことをストックの税制と呼ぶことにする。

iii 今回の原稿では、国、地方公共団体への寄付、政党等に対する寄付は考慮に入れておらず、民間非営利団体への寄付を想定している。

iv 税額控除は、認定NPO法人及び公益社団法人・公益財団法人、私立学校、社会福祉法人のうち、所轄庁から税額控除対象法

v 認定NPO法人の数は、内閣府NPOホームページより。

vi 一般社団法人には非営利型法人と非営利型法人以外の法人があるが、その内訳はわからない。

vii 内閣府 NPOホームページ 認定・特例認定NPO法人数等（所轄庁別）より。認定及び特例認定NPO法人の認定受理数一特例認定の失効した法人のうち認定を受けたことにより失効した法人

viii 特例認定NPO法人は、設立後5年以内のNPO法人にのみ認められた法人で、パブリックサポートテストをクリアしていても認定がされる法人である。現在は33法人である。

ix 認定NPO法人になるためにはパブリックサポートテストを含む8つの要件を満たしている必要があるが、どの要件をクリアできずに認定NPO法人にならないのかについての統計はない。